

いじめ防止 基本方針	(1) 学校が主体となって進める取組への支援	① いじめの防止
		ア 児童生徒の心を耕す教育の総合的な推進

事業 名称	No.1 人権教育推進事業	担当課室	人権教育・ 児童生徒課
----------	---------------	------	----------------

概要	「高知県人権教育推進プラン（改定版）」に基づき、就学前教育・学校教育・社会教育の各分野において、人権に関する知的理解や人権感覚の向上を図るとともに、一人一人の人権が尊重される学校・地域づくりに向けた人権教育を充実・発展させる。
----	---

到達 目標 めざす姿 (R5 末)	<p>○人権教育主任が中心となり、組織的・計画的に個別の人権課題に関する校内研修や授業研究等を実施することにより、人権学習の充実を図り、児童生徒の人権意識が向上している。</p> <p>・個別の人権課題に関する校内研修及び授業研究を、年間計画に位置付け、実施している学校の割合：100% (R2小:55.8%、中:69.4%、高:59.2% R3小:60.4%、中:62.1%、高:62.0% R4小:62.0%、中:60.2%、高:66.0%)</p> <p>・「地域や社会をよくするために何をすべきかを考えることがある」と回答した児童生徒の割合：70% (R2小6:57.0%、中3:53.0%、高3:60.4% R3小6:54.7%、中3:50.3%、高3:62.3% R4小:52.6%、中:45.1%、高:59.8%)</p> <p>・人権教育主任が管理職と連携し、PDCA サイクルによる取組・評価を行っている学校の割合 ：小：100%、中：95%以上、高：95%以上 (R2 小:97.4%、中:91.7%、高:97.9% R3 小:96.3%、中:89.3%、高:90.0% R4 小:98.4%、中:95.9%、高:98.0%)</p>
----------------------------	---

取組の 成果と 課題 (R2～ R4 末)	<p>□ほとんどの学校において人権教育主任が管理職と連携し、PDCA サイクルによる取組・評価が行われている。</p> <p>□個別の人権課題に関する校内研修の取組が定着してきている。(小：100%、中：100%、高：100%)</p> <p>■人権課題に関する授業研究の取組の定着には課題がみられる。(小：62.0%、中：60.2%、高：66.0%)</p> <p>■指導資料集等の活用を促すとともに具体的な取組例を示し、授業研究の必要性と実施について働きかけていく必要がある。</p>
-----------------------------------	--

	※	内 容	予 定 (令和5年度)
実施 内容	① ② ③	<p>●組織的・計画的な人権教育の推進</p> <p>・各校において個別の人権課題に関する校内研修や授業研究を年間計画に位置づけ実施し、人権学習の充実を図ることができるよう、人権教育主任連絡協議会・人権教育主任研修において人権課題の研修を行うと共に授業研究実施の働きかけを行う。</p> <p>・学校や市町村主催の研究会等における教職員研修や授業研究等に講師派遣等の支援を行う。</p>	<p>◆人権教育主任連絡協議会・人権教育主任研修</p> <p>・集合研修（高等学校・特別支援学校）を実施（5月）</p> <p>・地区別集合研修（小・中学校、義務教育学校）を実施（5、6月）</p> <p>・人権教育主任研修（オンデマンド研修）を実施（11～1月）</p> <p>◆人権学習学校支援事業</p> <p>・学校や市町村主催の研究会等における教職員研修や授業研究への支援依頼の募集（5月）</p> <p>・教職員研修及び授業研究への講師の派遣（6～2月）</p>
	① ②	<p>●人権教育研究推進事業 (文部科学省及び高知県研究指定校事業)</p> <p>・市町村立学校、県立学校から研究推進校を指定し、人権教育を基盤とした学校経営、学級経営、授業づくり等の研究を行う。児童生徒の人権意識の向上に向けて、校内推進組織を中心とした研究の推進(校内研修や授業研究等の計画、検証・評価、取組改善、まとめ等)の支援を行う。成果を県内に普及し、各校の取組の充実を図る。</p>	<p>◆研究推進と普及</p> <p>・指定校：東中、高知東工業高（2年目）</p> <p>・学校支援訪問 アドバイザー：1校あたり2回 指導主事等：1校あたり10回</p> <p>・校内推進組織を中心とした研究の推進 校内研修や授業研究等の計画、検証・評価、取組改善、まとめ等</p> <p>・研究発表会による取組の普及（11、2月）</p>
	① ②	<p>●指導資料の活用</p> <p>・県民に身近な11の人権課題についての指導資料集等（乳幼児教育編・学校教育編・社会教育編）や「情報モラル教育実践ハンドブック」の活用を図り、人権教育や啓発の充実を図る。</p>	<p>◆普及</p> <p>・人権教育主任連絡協議会、市町村人権教育・啓発担当者連絡協議会において、資料の周知及び資料を活用した研修の実施（5、6月）</p> <p>・研修講師派遣等において、資料の周知及び資料を活用した研修の実施（6～2月）</p>

※①発達支持的生徒指導 ②課題未然防止教育 ③課題早期発見対応 ④困難課題対応的生徒指導

いじめ防止 基本方針	(1) 学校が主体となって進める取組への支援 (2) 教職員が子どもと向き合うことのできる体制の整備	② いじめの早期発見
		イ 相談支援体制の整備・充実

事業 名称	No.2 スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー活用事業	担当課室	人権教育・ 児童生徒課
----------	-----------------------------------	------	----------------

概要	児童生徒の生徒指導上の諸課題等の改善のために、全ての小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校に、児童生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識・経験を有するスクールカウンセラー（以下「SC」という）や社会福祉等の専門的な知識・技能を有するスクールソーシャルワーカー（以下「SSW」という）を配置して、相談支援体制の充実を図る。
----	--

到達 目標 めざす姿 (R5 末)	<p>○児童生徒や保護者に対する支援の充実や児童生徒への的確な見立てが進み、教職員の不安や悩みが解消されて、生徒指導上の諸課題等の未然防止や改善につながっている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・90日以上欠席している不登校児童生徒が SC や SSW、関係機関等で支援や相談を受けている割合 小・中・高等学校：100%（R2 小：95.3%、中：96.3%、高：91.8%） （R3 小：95.1%（全国：72.3%）、中：96.8%（全国：63.1%）、高：81.8%（全国：62.3%）） ※県は公立校の結果、全国は国公私立校の結果 ・SC や SSW を活用した校内支援会を年 10 回以上実施している学校の割合 小学校：90%以上、中学校：95%以上、高等学校：100% （R2 小：68.4%、中：78.7%、高：69.4%）（R3 小：70.6%、中：77.7%、高：81.1%） （R4 小：70.6%、中：87.8%、高：73.0%） ・支援が必要な子どもについての情報共有に向け、SSW のカウンターパートとして福祉部署を位置付けている市町村の割合：100%（R3：91.4% R4：94.3%）
----------------------------	---

取組の成 果と課題 (R2～ R4 末)	<p>□校内支援会での SC や SSW の活用が定着し、不登校児童生徒等への SC や SSW の支援が進んでいる。</p> <p>■市町村福祉部署との連携は進んでいるなか、さらに各学校、SC 及び SSW の支援力向上の充実が必要である。また、把握した SC 及び SSW の活動状況をもとに、今後も効果的な配置を行う必要がある。</p>
-------------------------------	---

	※	内 容	予 定（令和 5 年度）
実施 内容	③	●SC 及び SSW の配置 ・全ての公立学校に SC 及び SSW を配置し、心理や福祉の専門的な支援を受けられる体制を確立する。	◆全ての公立学校への SC 及び SSW の配置 ・SC 全公立学校 アウトリーチ型 SC を 11 市に配置 ・SSW 全市町村・学校組合、全県立学校 ・活動状況の把握と効果検証 ・効果的な配置に関する情報収集 ・SC、SSW の拡充等に向けた予算措置を国へ提言
	④		
	③	●各学校、SC 及び SSW の支援力の向上 ・不登校やヤングケアラー、児童虐待等、厳しい環境にある子どもへの支援充実のため、系統性ある研修により SC 及び SSW の専門性向上を図るとともに、市町村教育委員会担当者や各学校のコーディネーター等が SC 及び SSW を効果的に活用できるよう研修等を実施する。また、学校と県・市町村福祉部署との定期的な情報共有（情報連携）や一体的な対応（行動連携）のさらなる充実を図る。さらに、ヤングケアラーなど、児童生徒が自らの状況を正確に理解するための取組強化や厳しい環境にある子どもへの理解を高めるための校内研修の実施支援を行う。	◆SC 及び SSW を対象とする研修 ・初任者研修、SC 等研修講座、SSW 研修講座 ◆SC 及び SSW の役割の周知徹底 ・事業説明会、相談支援体制の充実に向けた連絡協議会、SSW 連絡協議会 ◆校内支援会の実施 ・SC や SSW を活用した校内支援会（年 10 回以上を目安）を各学校で実施するよう依頼 ◆SSW と市町村福祉部署との定期的な情報交換等実施 ◆児童生徒が自らの状況を正確に理解する取組支援 ・関係機関、県福祉部署作成の資料や外部人材等を活用した啓発 ・厳しい環境にある子どもへの理解を高めるための校内研修の実施支援
	④		

※①発達支持的生徒指導 ②課題未然防止教育 ③課題早期発見対応 ④困難課題対応的生徒指導

いじめ防止 基本方針	(6) 県民のいじめの問題への関心を高め、正しい 理解を深める取組の推進	

事業 名称	No.3	いじめ防止対策等総合推進事業	担当課室	人権教育・ 児童生徒課
----------	------	----------------	------	----------------

概要	「高知県いじめ防止基本方針」に基づき、各学校で策定した学校いじめ防止基本方針により、いじめの未然防止、早期発見・早期対応を、組織的・計画的に実施していくことの充実に図る。
----	---

到達 目標 めざす姿 (R5 末)	<p>○各学校において、教職員が保護者や地域とともに独自のいじめ防止等の取組を行い、PDCA サイクルにより検証、改善が進められている。</p> <p>・『高知家』いじめ予防等プログラムを活用した研修等を、教職員、保護者、地域の方々に対して実施した学校の割合：教職員 100%、保護者・地域 90%以上 (R2 教職員：96.4%、保護者・地域：89.8% R3 教職員：94.4%、保護者・地域：87.9% R4 教職員：94.3%、保護者・地域：90.0%)</p> <p>・「学校いじめ防止基本方針」を PDCA サイクルで検証し改善した学校の割合： 小学校 100%、中学校 100%、高等学校 100%、特別支援学校 100% (R2 小：98.9%、中・高・特支：100% R3 小・中：100% 高：98.0% 特支：100% R4 小・中：100% 高：98.0% 特支：93.3%)</p>
----------------------------	---

取組の 成果と 課題 (R2～ R4 末)	<p>□『高知家』いじめ予防等プログラム』の活用状況が教職員、保護者・地域において9割以上となった。今後も追補版の内容も含め、一層の活用に向け周知する。</p> <p>■多様化する問題に対し、学校が組織的に対応できる力をつける必要がある。</p> <p>■高知県いじめ防止基本方針を踏まえ、関係機関のさらなる連携が必要である。</p>
-----------------------------------	---

	※	内 容	予 定 (令和5年度)
実施 内容	① ② ③ ④	<p>●『高知家』いじめ予防等プログラムの活用</p> <p>・いじめ予防等の取組推進のため作成されたプログラムを学校や保護者、地域、関係機関においてより一層活用されるよう充実に図る。</p>	<p>◆「高知家」いじめ予防等プログラム及び追補版を活用した取組</p> <p>・プログラムの内容や活用方法の理解のための研修を実施。</p> <p>・プログラム活用状況の把握。</p>
	② ③ ④	<p>●いじめの重大事態への早期対応</p> <p>・いじめの重大事態の速やかな報告について学校に周知</p> <p>●早期対応、再発防止に向けた学校の取組を支援</p> <p>・早期対応、再発防止に向けた指導・助言等の実施</p>	<p>◆県立学校で発生したいじめの重大事態について、いじめ防止対策推進法等に沿った調査・報告等の対応が適切になされる必要がある。</p> <p>・未然防止やいじめの早期認知・早期対応及び組織的な対応の在り方等についての校内研修資料集を「高知家まなびばこ」教職員ポータルサイトへ掲載（「SOS サインの気付きと早期支援」の資料も掲載）</p> <p>・再発防止に向けた指導・助言等の実施</p>
	② ③ ④	<p>●スクールロイヤー活用事業</p> <p>・いじめをはじめとする生徒指導上の問題について、弁護士（スクールロイヤー）が、その専門的知識・経験をもとに学校でいじめ予防教育や法的相談の対応を行う。</p>	<p>◆学校における法的相談への対応</p> <p>・学校の要請に応じ、クールロイヤーを派遣。</p> <p>◆法令に基づく対応の徹底</p> <p>・学校が実施する研修講師や支援会の助言者として参加。</p> <p>◆児童生徒に対するいじめ予防教育</p> <p>・児童生徒に対するいじめ予防教育の講師としてスクールロイヤーを派遣。</p>
	① ② ③ ④	<p>●いじめ問題対策連絡協議会及びいじめ問題調査委員会の開催</p> <p>・県におけるいじめ問題対策連絡協議会及びいじめ問題調査委員会の効果的な運用を図る。</p>	<p>◆いじめ問題対策連絡協議会</p> <p>・いじめ防止等に向けた総合的な施策及び関係機関・団体等の連携推進について協議。</p> <p>・連絡協議会及び幹事会（2回）</p> <p>◆いじめ問題調査委員会</p> <p>・県教育委員会の諮問に応じ、調査審議する（適宜）</p>

※①発達支持的生徒指導 ②課題未然防止教育 ③課題早期発見対応 ④困難課題対応的生徒指導

いじめ防止 基本方針	(1) 学校が主体となって進める取組への支援	①いじめの防止
		イ児童生徒一人一人がもっている力を引き出す生徒指導の推進

事業 名称	No.4 生徒指導主事(担当者)会	担当課室	人権教育・児童 生徒課
----------	-------------------	------	----------------

概要	生徒指導上の諸課題等の未然防止の視点に立った積極的な生徒指導(発達支持的生徒指導・課題未然防止教育)や、解決に向けた課題早期発見対応、困難課題対応的生徒指導が、各学校において組織的に実践されるように、生徒指導主事(担当者)の実践力やマネジメント力の向上につながる研修を実施するとともに、高知夢いっぱいプロジェクト推進事業の成果及び先進的理論・実践を普及する。
----	---

到達 目標 めざす姿 (R5末)	<ul style="list-style-type: none"> ○生徒指導上の諸課題の現状や傾向について、教職員間で共有され、組織的な取組が機能している。 ・児童生徒の自尊感情や自己有用感等を育む開発的な生徒指導の視点を学校・学級経営や授業づくり、学校行事等の取組に位置付けて組織的に実施している学校の割合：小・中・高 100% (R4 小学校：100%、中学校：100%、高等学校：96.0%) ・問題行動等の早期発見・早期対応に向けた、組織的な生徒指導を十分行っていると回答した学校の割合：小・中・高 40%以上 (R4 小学校：61.5%、中学校：66.3%、高等学校：54.0%) ・生徒指導の改善につなげるために、PDCA サイクルに基づく検証・改善を十分行っていると回答した学校の割合：小・中・高 35%以上 (R4 小学校：35.3%、中学校：39.8%、高等学校：48.0%)
---------------------------	---

取組の 成果と 課題 (R2～ R4末)	<ul style="list-style-type: none"> ○生徒指導上の課題や兆候が見られ始めた初期段階の情報共有や対応が、十分に組織的に行われていない学校があるため、校務支援システムの活用や生徒指導主事(担当者)と不登校担当教員(担当者)が連携した取り組みの充実が必要である。 ○小中、高等学校を見通した児童生徒の育成の視点が弱く、積極的な生徒指導の取組の浸透が必要である。また、個別支援でも効果的な支援方法等が十分に引き継がれていないなど、生徒指導の視点で、高等学校を含めて校種間連携を充実する必要がある。
----------------------------------	---

実施 内容	※	内 容	予 定 (令和5年度)
	① ② ③ ④	①	組織的な生徒指導の推進
②		◆生徒指導主事(担当者)会	
③		・高知夢いっぱいプロジェクト推進事業推進校によるPDCA サイクルに基づいた組織的な取組の実践発表	
① ② ③ ④	①	生徒指導提要改訂を踏まえた生徒指導の推進	<ul style="list-style-type: none"> ■すべての教育活動で行う発達支持的生徒指導についての理解を深める必要がある。 ・生徒指導提要改訂を踏まえたハンドブックの作成
	②	◆生徒指導提要改訂の周知	
	③	・講師の講話及び助言による発達支持的生徒指導の理解、具体的な取組の焦点化	
	④		
① ② ③ ④	①	校種間で連携した生徒指導の推進	<ul style="list-style-type: none"> ■小中9年間を貫く継続した指導支援の重要性の理解を深め、実践計画を立てる必要がある。 ・地区別(4地区)オンライン研修で、中学校区ごとに生徒指導上の課題の洗い出し、その対応策について協議・計画立案 ■生徒指導提要改訂を踏まえた取組(校則等)の充実へ向けた理解が必要である。 ・各校の生徒指導の充実に向けた協議
	②	◆地区別生徒指導主事・担当者会(小・中・義)、地区別生徒指導主事会(高)の実施	
	③	◆地区別生徒指導主事会(高)の実施	
	④		
①	①	発達支持的生徒指導の充実	<ul style="list-style-type: none"> ■発達支持的生徒指導に基づく、子ども主体の授業実践を行えるように先進校の実践を周知する必要がある。 ・生徒指導担当者・主事のオンライン研修で夢プロジェクト推進校・推進地域の効果的な取組の周知・普及
		◆推進校の実践発表	
		・生徒指導主事(担当者)会等における発達支持的生徒指導の考え方に基づく推進校の実践発表	

※①発達支持的生徒指導 ②課題未然防止教育 ③課題早期発見対応 ④困難課題対応的生徒指導

いじめ防止 基本方針	(1) 学校が主体となって進める取組への支援	①いじめの防止
		ア 児童生徒の心を耕す教育の総合的な推進

事業 名称	No.5	ソーシャルスキルアップ事業	担当課室	高等学校課
----------	------	---------------	------	-------

概要	より良い対人関係を構築し集団行動を円滑に行うことを目指した活動の推進や、生徒が計画を立てたり日々の学習や活動を記録したりすることにより自己管理能力等を育成する「学習記録ノート」を活用した取組などを通じて、社会で人と人とが関わりながら生きていくために欠かせないスキルを生徒が身につけることができるよう、指導・支援の充実を図る。
----	--

到達 目標 めざす姿 (R5 末)	全ての県立学校において、より良い対人関係の構築や円滑な集団行動、コミュニケーション能力の育成を目指した効果的な指導・支援が行われている。 (県オリジナルアンケート 「クラスでは安心して過ごすことができる」肯定的な回答：95%以上) ※ (令和4年度 3年：90.4% 2年：85.4% 1年：86.8%)
----------------------------	--

取組の 成果と 課題 (R2～ R4 末)	<input type="checkbox"/> 「学習記録ノート」については、定期的に教員が確認することで、生徒とのコミュニケーションツールともなっており、生徒の変化の早期発見や生徒理解につながっている。 <input type="checkbox"/> 「仲間づくり活動」については、新型コロナウイルス感染症対策として、各校が内容を変更しながらも目的を達成することができた。 <input checked="" type="checkbox"/> 「学習記録ノート」の活用には個人差があり、より効果的な活用に向けて、引き続き好事例等を県全体で共有する必要がある。
-----------------------------------	---

実施 内容	※	内 容	予 定 (令和5年度)
		②	■ 仲間づくり合宿等の体験活動の実施 <input type="checkbox"/> 入学直後に対人関係等で悩む生徒が多い状況を改善するため、各学校において、新入生を対象とした仲間づくり合宿等の体験活動を実施する。
	③	■ 学習記録ノートの活用 <input type="checkbox"/> 生徒が日々の学習や活動(予定も含む)を記録することにより、自己管理能力を育成するとともに、自己を振り返り自己評価につなげ、自己理解を深める。	<input type="checkbox"/> 学習記録ノートについては、22校23課程での活用を予定している。 <input type="checkbox"/> 生徒が学習や生活の見通しを立てたり、将来の生き方を考えたりする際に活用する「キャリア・パスポート」と「学習記録ノート」を組み合わせたより効果的な活用方法を検討する必要がある。 <input type="checkbox"/> キャリア・パスポートについては、連絡協議会において各校の取組状況等についての情報共有を図る。(10月)

※①発達支持的生徒指導 ②課題未然防止教育 ③課題早期発見対応 ④困難課題対応的生徒指導

いじめ防止 基本方針	(1) 学校が主体となって進める取り組みへの支援	①いじめ防止
		イ 児童生徒一人一人がもっている力を引き出す生徒指導の推進

事業 名称	No. 6	組織力向上推進事業	担当課室	小中学校課
----------	-------	-----------	------	-------

概要	<p>学校経営計画に「生徒指導の充実・いじめ防止・不登校対応の予防と支援」に関する項目を位置付け、小中学校教科担任制や中学校の「教科のタテ持ち」等の仕組みによって、組織的な人材育成及び授業改善や生徒指導等の体制づくりについて研究を推進することで、日常的な OJT の活性化や生徒指導上の諸問題の未然防止及び初期対応を図る。</p>
----	---

到達 目標 めざす姿 (R5 末)	<p>○各小中学校において、チームによる育成及び授業改善や生徒指導等の取組が充実し、組織的・協働的な学校づくりが推進される。指標：「チーム学校」7つの視点に基づく評価</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校種や学校規模に応じた OJT の仕組みを構築し、教員の資質・指導力の向上や授業改善に向けて組織的・協働的に取り組んでいる。 <p>小学校：3.5 以上 (R4 3.4) 中学校：3.5 以上 (R4 3.2)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発達支持的生徒指導の推進など、未然防止に向けた組織的な取組を推進するとともに、不登校や問題行動の早期発見・早期対応の徹底を図っている。 <p>小学校：3.5 以上 (R4 3.3) 中学校：3.5 以上 (R4 3.2)</p>
----------------------------	---

取組の 成果と 課題 (R2～ R4 末)	<p>□主幹教諭が中心となって教科会や教科主任会を運営して、授業改善や課題に向けての対応など、共通認識を図りながら取り組むことにより、ライン機能の体制づくりが進んできた。</p> <p>■学校経営計画に基づく取組について、学校内での共通理解が十分ではなく、PDCA サイクルによる検証分析を確実に実施することには学校間差がある。</p> <p>■小・中学校の連携が、行事による連携でとどまり、9年間を見通した校種間の教科指導体制の構築については十分ではない。</p>
-----------------------------------	---

	※	内 容	予 定 (令和5年度)
実施 内容	②	<p>○学校経営計画に係る取組</p> <p>全教職員が参画して学校経営計画を策定し、目標の達成に向かって確実に PDCA サイクルを回し、各学校において、学校経営計画に基づく取組が着実に実行されるよう、年間を通して進捗状況を確認し、必要な支援を行う。</p>	<p>◇学校支援訪問</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小学校教科担任制・組織力向上アドバイザーによる訪問指導 ・「ライン機能の強化」「組織的な授業改善」に関する指導・助言。「高知家」いじめ予防等プログラムの活用を促す。
	① ②	<p>○義務教育9年間を見通した指導体制の推進に係る取組</p> <p>小学校教科担任制及び中学校組織力向上のための実践研究事業の実施により、組織的に課題に対応し、協働的に学び合い、教育の質を高める「チーム学校」の構築を図る。</p>	<p>◇学校支援訪問</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指導主事及び組織力向上エキスパート、小学校教科担任制・組織力向上アドバイザーによる訪問指導 ・各教育事務所と連携を図り、9年間の指導体制の推進を図るための指導助言を行う。

※①発達支持的生徒指導 ②課題未然防止教育 ③課題早期発見対応 ④困難課題対応的生徒指導

いじめ防止 基本方針	(1) 学校が主体となって進める取組への支援	①いじめの防止
		ア 児童生徒の心を耕す教育の総合的な推進

事業 名称	No. 7	道徳教育協働推進プラン	担当課室	小中学校課
----------	-------	-------------	------	-------

概要	学習指導要領の趣旨を踏まえ、道徳推進リーダーの活用や大学等との連携を通して、教員の指導力を向上させ、質の高い「考え、議論する道徳」の授業が展開されるようにするとともに、学校・家庭・地域が一体となった道徳教育が推進されるようにすることで、児童生徒の道徳性の向上を図る。
----	---

到達 目標 めざす姿 (R5 末)	<p>○各小中学校において、チームによる人材育成及び授業改善や生徒指導等の取組が充実し、組織的・協働的な学校づくりが推進される。 指標：「チーム学校」7つの視点に基づく評価</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発達支持的生徒指導の推進など、未然防止に向けた組織的な取組を推進するとともに、不登校や問題行動の早期発見・早期対応の徹底を図っている。 小学校：3.5以上 (R4：3.3) 中学校：3.5以上 (R4：3.2) ・道徳教育や一人一人の人権が尊重される学校・学級づくり等の取組を組織的に推進し、児童生徒の規範意識等の向上や自尊感情の醸成が図られている。 小学校：3.5以上 (R4：3.3) 中学校：3.5以上 (R4：3.2) <p>○学校・家庭・地域が一体となって道徳教育を推進することにより、児童生徒の道徳性が向上している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒質問紙調査における道徳性に関する項目の肯定的回答の割合 「いじめはどんな理由があっても、いけないことだと思う」と回答した児童生徒の割合 小学生 100% 中学生 100% (小学校：97.6% 中学校：96.8% R4 全国学力・学習状況調査) 「人が困っているときは、進んで助けている」と回答した児童生徒の割合 小学生 90%以上 中学生 90%以上 (小学校：88.7% 中学校：88.4% R4 全国学力・学習状況調査) 「自分にはよいところがあると思う」と回答した児童生徒の割合 小学生 80%以上 中学生 80%以上 (小学校：78.8% 中学校：80.9% R4 全国学力・学習状況調査)
----------------------------	---

取組の 成果と 課題 (R2～ R4 末)	<p>□「考え、議論する道徳」の授業において、「指導上の工夫」の重要性について普及できた。</p> <p>□「地域ぐるみの道徳教育」推進の取組について、ポイントを絞った見直しをしたことで、効果的な取組について具体的な案を見出すことができた。</p> <p>■指導と評価を一体化させた「考え、議論する道徳」の授業実践がまだ不十分である。</p> <p>■「家庭で取り組む 高知の道徳」を活用した、学校、家庭、地域が一体となって進める道徳教育の充実については、地域差がある。</p>
-----------------------------------	---

	※	内 容	予 定 (令和5年度)
実施 内容	② ③	<ul style="list-style-type: none"> ●「考え、議論する道徳」の授業の充実 ・「考え、議論する道徳」の指導と評価の一体化の研究実践を行い、公開授業を通して普及することで県内小中学校の授業の質的転換を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆道徳科授業づくり講座 ・拠点校による教材研究会及び授業研究会の実施 (6～12月：14回) ・指定校による高知大学教職大学院生の授業研究会の実施 (10月)
	② ③	<ul style="list-style-type: none"> ●学校・家庭・地域ぐるみの道徳教育の推進 ・道徳教育パワーアップ研究協議会を実施し、講話や協議等を通して、地域ぐるみの道徳教育の在り方についての理解を深め、本県の道徳教育の一層の充実を図る。 ・コミュニティ・スクール推進事業などとタイアップし、学校と家庭・地域が一体となった「地域ぐるみの道徳教育」を展開し、児童生徒の道徳性の向上を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆道徳教育パワーアップ研究協議会 (7月) ・「わが校の地域ぐるみの道徳教育」について ◆「家庭で取り組む 高知の道徳」の活用 ・4月上旬：小学1年生への配付 ・内容の改訂 ◆指導事務担当者会で、各市町村の道徳教育の取組について進捗確認 (6月・2月) ・道徳教育の取組が円滑に進むようPDCAの回し方について支援

※①発達支持的生徒指導 ②課題未然防止教育 ③課題早期発見対応 ④困難課題対応的生徒指導

いじめ防止 基本方針	(1) 学校が主体となって進める取組への支援	① いじめの防止
		ウ 教職員の資質能力の向上

事業 名称	No.8 小・中学校における切れ目ない支援体制の構築推進	担当課室	特別支援教育課
----------	------------------------------	------	---------

概要	発達障害等のある特別な支援を必要とする児童生徒が将来の自立と社会参加に向けて必要な力を確実に身につけることができるよう、小・中学校における特別支援教育の充実を支援し、各学校の組織的な取組の定着、充実を図る。
----	---

到達 目標 めざす姿 (R5 末)	<p>○小・中学校において、学校内外のリソースを活用した組織的な取組が確立され、発達障害等のある特別な支援を必要とする児童生徒に対し、必要な指導や支援が切れ目なく実施されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校経営計画において、校内支援会の日程、回数他に特別支援教育に関する取組を記載している学校 小学校、中学校ともに 100% (R4 小学校：90.9%、中学校：87.8%) ・通常の学級に在籍する児童生徒のうち、特別な支援が必要と考えられる児童生徒について、個別の教育支援計画を作成している学校 小学校、中学校ともに 100% (R4 小学校：80.9%、中学校：65.3%)
----------------------------	--

取組の 成果と 課題 (R2～ R4 末)	<p>■個別の教育支援計画について、小中学校等で周知されてきたが、個別の教育支援計画が必要な児童生徒の在籍を認識している全ての学校における作成には至っていない。特別支援教育の推進の中核となる特別支援教育学校コーディネーターの機能や校内支援体制の充実を図るとともに、外部の関係機関との連携や校種間の引き継ぎについて推進を図る必要がある。</p>
-----------------------------------	---

	※	内 容	予 定 (令和5年度)
実施 内容	① ②	<p>●通常の学級における特別支援教育の推進のための校内支援体制の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・校内支援体制の充実や教職員の実践力向上のために、特別支援教育地域コーディネーターや特別支援学校教員、外部専門家等が各小・中学校を訪問し、校内支援体制や指導・支援の充実を図る。 <p>〔「子どもの SOS サインへの気づきと理解」の内容を参考）</p>	<p>◆特別支援教育地域コーディネーター※による訪問支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・校内支援会等において指導・支援に関する助言を行う。 <p>※各教育事務所に配置された特別支援教育専任の指導主事</p> <p>◆医師、言語聴覚士、作業療法士等外部専門家の訪問支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外部専門家の巡回相談を実施する。
	① ② ③	<p>●通級による指導担当教員間のネットワーク構築及び専門性向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通級による指導担当教員の専門性の向上のために連絡協議会を開催し、教員間のネットワーク構築を図る。 	<p>◆通級による指導担当教員連絡協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大学教員の講話及び通級による指導実施にあたっての課題の共有、解決に向けた協議を行う。 ・通級による指導担当教員以外も希望参加として幅広く参加者を募る。
	①	<p>●切れ目のない支援の取組推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個別の教育支援計画の共有等、家庭や福祉等と連携した切れ目のない支援の取組を推進するために、理解啓発を図る。 	<p>◆教育と家庭や福祉との連携推進に関する理解啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個別の教育支援計画リーフレットを就学等事務担当者連絡会等で配付する。 ◆シート等を活用した引継ぎの実施の促進 <ul style="list-style-type: none"> ・卒園、卒業生のいる保護者向けにリーフレットを配付する。 ◆特別支援連携協議会 <ul style="list-style-type: none"> ・圏域別にオンラインでライブ配信する。 ◆高知家まなびばこ「教職員ポータルサイト」において、特別支援教育に関する動画配信研修動画配信

※①発達支持的生徒指導 ②課題未然防止教育 ③課題早期発見対応 ④困難課題対応的生徒指導

いじめ防止 基本方針	(1) 学校が主体となって進める取組への支援	① いじめの防止
		ウ 教職員の資質能力の向上

事業 名称	No.9 高校学校における特別支援教育の推進	担当課室	特別支援教育課
----------	------------------------	------	---------

概要	発達障害等のある特別な支援を必要とする生徒の卒業後の進路保障と社会参加に必要な力を確実に身につけることができるよう、通級による指導の充実を軸に高等学校における特別支援教育の推進を支援し、各学校における取組の充実を図る。
----	---

到達 目標 めざす姿 (R5 末)	○高等学校において、発達障害等のある特別な支援を必要とする生徒に対する指導・支援が充実し、各学校の特色を生かしながら卒業後の進路保障と社会参加に向けた取組が組織的に実施されている。 ・学校経営計画において、校内支援会の日程、回数その他に特別支援教育に関する取組を記載している学校：100% (R4：94.2%) ・通常の学級に在籍する生徒のうち、特別な支援が必要と考えられる生徒について、個別の教育支援計画を作成している学校：100% (R4：65.0% 必要な生徒が在籍している高等学校 20 校)
----------------------------	--

取組の 成果と 課題 (R2～ R4 末)	■高等学校における通級による指導研究大会や「高等学校における通級による指導ガイドブック・実践事例集」を通して、通級による指導の理解・啓発に努め、通級による指導実施校については専門性の向上が図られてきたが、高等学校全体として特別な支援を必要とする生徒に対する指導・支援が十分できる体制は十分でなく、通級による指導実施校や指導形態の拡充に課題が残る。
-----------------------------------	---

	※	内 容	予 定 (令和5年度)
実施 内容	① ②	●生徒一人一人の特性に応じた指導・支援の充実 ・発達障害等のある特別な支援を必要とする生徒一人一人の特性に応じた指導・支援の充実を図るため、校内支援体制の充実及び通級による指導の理解と拡充を図る。 (「子どもの SOS サインへの気づきと理解」の内容を参考)	◆高等学校における特別支援教育の充実 ・ユニバーサルデザインに基づく授業づくりの質の向上に向け、高等学校課の学校支援チームの訪問に特別支援教育課の指導主事が同行し、授業改善に特別支援教育の視点を生かすよう働きかける。 ・公立高等学校特別支援教育学校コーディネーター連絡協議会において、校内支援体制づくりと通級による指導について説明及び協議等を行う。
	① ② ③	●高等学校における通級による指導内容の充実 ・通級による指導内容の充実のために、指導担当教員の専門性の向上を図る。	◆高等学校における通級による指導担当教員連絡協議会 ・年間3回実施する。 ◆遠隔教育システムを活用した教職大学院教員による相談室の設置と運用 ・教職大学院教員から生徒の実態把握や効果的な指導方法についてスーパーバイズを受けることができる場を設定する。 ◆指導主事等による通級による指導実施校への訪問 ・外部専門家や指導主事等の学校訪問を通じた指導・助言を行う。
	①	●高等学校における特別支援教育の推進 ・校内支援体制づくりの推進と特別支援教育についての理解促進を図る。	◆公立高等学校特別支援学校コーディネーター・高等学校生徒支援コーディネーター研修の実施 ◆高知家まなびばこ「教職員ポータルサイト」において、特別支援教育に関する動画配信

※①発達支持的生徒指導 ②課題未然防止教育 ③課題早期発見対応 ④困難課題対応的生徒指導

いじめ防止 基本方針	(1) 学校が主体となって進める取組への支援	① いじめの防止
		ア 児童生徒の心を耕す教育の総合的な推進

事業 名称	No.10	親育ち支援啓発事業	担当課室	幼保支援課
----------	-------	-----------	------	-------

概要	保護者の子育て力、保育者の親育ち支援力の向上に向け、保護者を対象とした良好な親子関係や子どもへの関わり方の理解を深めるための講話やワークショップを行うとともに、保育者を対象とした保護者への関わり方や子育てに関する情報提供の仕方などに関する事例研修等を行う。
----	--

到達 目標 めざす姿 (R5 末)	<p>○管理職のリーダーシップのもと、チームとして親育ち支援に取り組んでいる。</p> <p>・親育ち支援に関する研修計画を作成している園の割合：100%</p> <p>(R2：48.5% (141園/291園) R3：56.1% (162園/289園) R4：69.8% (199園/285園))</p>
----------------------------	---

取組の 成果と 課題 (R2～ R4 末)	<p>○保育者が組織的・計画的に保護者支援を行うためには、研修計画に基づいた取組が行われる必要があるが、支援の必要な家庭や子どもへの個別対応による多忙感、書類作成の負担感が先行し、計画作成が十分に進んでいない園もある。</p> <p>○研修の参加に消極的な保護者や、仕事等で参加が難しい保護者がおり、園により研修参加率の差が大きい。</p>
-----------------------------------	--

実施 内容	※	内 容	予 定 (令和5年度)
	①	●保育者研修の実施 ・保育者の親育ち支援力の向上のため、保育者を対象とした親育ち支援の必要性や支援方法について理解を深める研修を支援する。 ・計画作成の意義や効率的な作成方法について個別の園訪問を通じて助言する。	◆保育者研修の実施への支援 ・親育ち支援アドバイザー等の派遣 ・園内研修支援 内容：事例研修や講話、保護者の保育者体験の啓発など ・市町村単位の合同研修への支援 ・園訪問を通じて研修計画作成への支援
①	●保護者研修の実施 ・保護者の子育て力の向上のため、保育所・幼稚園等において講話やワークショップなどを行い、良好な親子関係や子どもへの関わり方について保護者の理解を深める。 ・研修の参加に消極的な保護者や、仕事等で参加が難しい保護者等のために、保育者による子育てに役立つ解説動画視聴を幅広く啓発する。	◆保護者研修の実施への支援 ・園のニーズや課題に応じた講話やワークショップ ・就学時健診等の機会を活用した講話 ・保護者会、PTA を対象とした研修 (いじめ予防等プログラムの周知) ・親育ち支援アドバイザー等の派遣 ◆解説動画視聴の啓発	

いじめ防止 基本方針	(1) 学校が主体となって進める取組への支援	① いじめの防止
		ア 児童生徒の心を耕す教育の総合的な推進

事業 名称	No.11 親育ち支援保育者スキルアップ事業	担当課室	幼保支援課
----------	------------------------	------	-------

概要	各園において、組織的・計画的に親育ち支援の取組が行われるよう、親育ち支援担当者等のスキルアップや、各地域の「親育ち支援地域リーダー」の育成を図る。
----	---

到達 目標 めざす姿 (R5 末)	<p>○保育所・幼稚園等で組織的・計画的に親育ち支援が行われるようになり、園全体の親育ち支援力の向上が図られる。</p> <p>・親育ち支援に関する研修計画を作成している園の割合：100% (R2：48.5% (141 園/291 園) R3：56.1% (162 園/289 園) R4：69.8% (199 園/285 園))</p>
----------------------------	---

取組の 成果と 課題 (R2～ R4 末)	<p>○親育ち支援担当者が自園における役割や研修計画等の作成について理解を深め、中心となって取り組む必要がある。</p> <p>○園数の少ない地域等においては、地域のネットワーク化を図りさまざまな保護者の実態に合わせた支援方法を近隣の市町村の取組から習得できるようにする必要がある。</p> <p>○研修の内容が園内で共有されていない園や、園内での親育ち支援の研修が計画的に実施されていない園があることから、親育ち支援研修計画の作成方法や活用の仕方などの周知を行っていく必要がある。</p>
-----------------------------------	---

実施 内容	※	内 容	予 定 (令和5年度)
	①	<p>●親育ち支援講座の実施</p> <p>・親育ち支援の基本的な考え方や保護者への関わり方等についての研修を実施し、保育者(親育ち支援担当者)の親育ち支援力の向上を図る。</p>	<p>◆親育ち支援講座</p> <p>・一般研修：年1回(7月)</p> <p>・キャリアアップ研修：年1回(9月)</p>
	①	<p>●親育ち支援担当者研修会の実施</p> <p>・親育ち支援担当者が役割を自覚し、研修計画作成の意図や方法について理解を深める研修を行い、各園の親育ち支援実践力の向上を図る。</p>	<p>◆親育ち支援担当者研修会</p> <p>・親育ち支援担当者の役割等についての講義・演習「ネットワークを広げよう！親育ち支援担当の在り方」</p> <p>・3地域で実施：年各2回</p> <p>◆各園の親育ち支援取組状況調査の実施(7月)</p>
	①	<p>●親育ち支援地域別連絡会の実施</p> <p>・親育ち支援地域リーダーが地域の親育ち支援の課題に向けた取組の検討や実践交流を行い、親育ち支援の充実につなげる。</p>	<p>◆親育ち支援地域別連絡会</p> <p>・市町村での親育ち支援推進に向けた取組の協議</p> <p>・親育ち支援交流会の計画・実施について協議</p> <p>・6地域で実施：年3回以上</p>
	①	<p>●親育ち支援地域別交流会の実施</p> <p>・各園の親育ち支援担当者が近隣市町村の園とのネットワークをつくり、地域の課題に応じた研修や実践交流を行うことにより、自園の取組の充実につなげる。</p>	<p>◆親育ち支援地域別交流会</p> <p>・各市町村の親育ち支援地域リーダーを中心とした研修</p> <p>・6地域で実施：年1回以上</p>

いじめ防止 基本方針	(3) 学校・家庭・地域・関係機関が連携した取組 の推進	④ 就学前教育におけるいじめの問題へ
		の取組の推進

事業 名称	No.12 園内研修支援事業	担当課 室	幼保支援課
----------	----------------	----------	-------

概要	県内のどこにおいても保育所保育指針や幼稚園教育要領等に沿った質の高い教育・保育が受けられる環境の実現を目指して、「高知県教育・保育の質向上ガイドライン」の周知を図りながら、各園が行う園内研修の取組を支援する。
----	--

到達 目標 めざす 姿 (R5 末)	○ガイドライン等に基づく質の高い教育・保育を目指した教育・保育実践が広がっている。 ・ガイドライン等を活用し、教育・保育の質の向上に向け、継続的に取り組んでいる園の割合 : 100% (R3 : 73.7% R4 : 80.0%)
--------------------------------	---

取組の 成果と 課題 (R2～ R4 末)	○保育所保育指針・幼稚園教育要領等に沿った指導方法の確立に向けて、「高知県教育・保育の質向上ガイドライン」の活用方法等について引き続き周知していく必要がある。
-----------------------------------	---

	※	内 容	予 定 (令和5年度)
実施 内容	①	●園内研修の充実 ・組織的・計画的な研修体制を確立し、園内研修のさらなる質の向上が図られるよう、幼保支援アドバイザー、幼保支援課指導主事等を派遣し、保育所・幼稚園等が実施する園内研修等の支援を行う。	◆園内研修支援 ・園内研修及びキャリアアップ実践研修支援の周知・実施 内容例 保育を見合っでの研修、指導計画の充実、乳幼児保育のDVD視聴等 ・教育センターとの連携支援 ・幼保支援アドバイザー等の派遣：150回程度（通年） 各園の研究テーマや課題に基づいた研修支援 ガイドラインを活用した研修支援
	①	●ブロック別研修の充実 ・ブロック内における主体的な実践研修のためのネットワーク化の推進と、園内研修の企画・立案・運営を行うミドル職員を育成するために、「ブロック別研修会」を開催する。	◆ブロック別研修支援 ・年間を通じた組織的な園内研修の実施に向けた研修支援：110回程度（通年） ・ブロック別研修会の開催：県内13ブロック13園 ・ブロック交流会の実施（2月） 実践発表、園内研修実施の啓発、園内研修実施園（26園）の情報交流

いじめ防止 基本方針	(3) 学校・家庭・地域・関係機関が連携した取組 の推進	④ 就学前教育におけるいじめの問題へ
		の取組の推進

事業 名称	No.13 保幼小連携・接続推進支援事業	担当課室	幼保支援課
----------	----------------------	------	-------

概要	各園で育まれた一人一人の子どもの生きる力の基礎を小学校へ円滑につなぐため、「高知県保幼小接続期実践プラン」を活用し、各園・各小学校における接続期のカリキュラムの作成・実践・改善を支援する。あわせて、モデル地域における保幼小連携・接続の取組を支援し、その成果を全ての地域に普及する。
----	--

到達 目標 めざす姿 (R5 末)	<p>○就学前の教育・保育と小学校教育の円滑で確実な接続が図られる。</p> <p>・保幼小の連絡会、子どもの交流活動の実施率（それぞれ年3回以上実施）</p> <p>連絡会等実施率（年3回以上実施） 保育所・幼稚園等：100%、小学校：100% (R3 保育所・幼稚園等：59.5%、小学校：66.1% R4 保育所・幼稚園等：56.8%、小学校：58.2%)</p> <p>子どもの交流活動実施率（年3回以上実施） 保育所・幼稚園等：100%、小学校：100% (R3 保育所・幼稚園等：40.9%、小学校：58.7% R4 保育所・幼稚園等：33.1%、小学校：44.4%)</p>
----------------------------	--

取組の 成果と 課題 (R2～ R4 末)	<p>○園・小学校双方が、保育所保育指針・幼稚園教育要領等に定める「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」など、接続期の子どもへの理解を深める必要がある。</p> <p>○複数の保育所・幼稚園等から1つの小学校へ入学する比較的規模の大きい地域における課題を踏まえた接続期のカリキュラム作成等への支援が必要である。</p>
-----------------------------------	---

	※	内 容	予 定 (令和5年度)
実施 内容	①	<ul style="list-style-type: none"> ●「高知県保幼小接続期実践プラン」を活用した各地域の取組支援 ・「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」などを踏まえた接続期の子どもへの理解を深め、実態に応じた接続期のカリキュラムの作成や交流会などが行われるための、保幼小連携アドバイザー等の訪問支援 	<ul style="list-style-type: none"> ◆管理職等への理解の促進 ・接続期カリキュラムの理解・作成に向けた講話や演習の実施 ◆研修による理解の促進 ・管理職研修（園長・校長）等での保幼小連携・接続の理解と啓発のための講義を継続実施 ・保幼小連携アドバイザー等による連絡会や交流会等への訪問支援 ◆保幼小連携・接続プロジェクトチームによる、各地域のカリキュラムの作成や連絡会・交流会等の進捗管理 ・プロジェクトチーム会：年4回
	①	<ul style="list-style-type: none"> ●モデル地域における「保幼小の架け橋プログラム」における「架け橋期のカリキュラム」の開発支援 ・文部科学省の「幼保小架け橋プログラム事業」を受け、複数の保育所・幼稚園等から1つの小学校へ入学する比較的規模の大きい地域のモデルとなる取組を市と連携して支援 ※架け橋期：5歳児～小学1年生の2年間（文部科学省による定義） 	<ul style="list-style-type: none"> ◆モデル地域におけるカリキュラム開発委員会の実施 ・カリキュラム開発委員会の実施：年4回程度 ・公開保育や研究授業、交流会等の実施を通じた「架け橋期のカリキュラム」の検討・開発（通年）

いじめ防止 基本方針	(1) 学校が主体となって進める取組への支援	

事業 名称	No.14 青少年教育施設振興事業	担当課室	生涯学習課
----------	-------------------	------	-------

概要	青少年の健全な育成に向けて、県立青少年教育施設の機能を生かし、子どもも大人も参加できる多様な魅力的な体験プログラムを提供する。
----	---

到達 目標 めざす姿 (R5 末)	<p>○魅力的な主催事業の実施により、様々な体験活動・集団活動への参加を通じて、青少年の施設利用者が増加している。</p> <p>・県立青少年教育施設の利用者数（青少年：25 歳未満）：172,000 人以上 (R2：89,734 人 R3：110,389 人 R4：138,124 人)</p> <p>県立青少年教育施設：青少年センター、幡多青少年の家、香北青少年の家、高知青少年の家、青少年体育館、塩見記念青少年プラザ</p>
----------------------------	--

取組の 成果と 課題 (R2～ R4 末)	<p>○定員を上回る応募があった主催事業は、回数を増やして実施し、利用者ニーズに応えた。また、新型コロナウイルス感染症の影響で R2 年度、R3 年度は中止とした「中学生リーダー研修」について、オンラインで開催することができた。</p> <p>○「中1 学級づくり合宿」は、本来は宿泊により効果を発揮する事業であるが、日帰りや学校への出張指導により実施する学校が増えているため、学校と密に連絡をとりながら、限られた日程の中でも、「学級づくり」の目標が達成できるよう支援することが必要である。</p>
-----------------------------------	---

実施 内容	※	内 容	予 定 (令和5年度)
	① ②	① ②	<p>●魅力的な体験プログラムの実施</p> <p>・近隣の海・山・川を利用した体験活動や、授業理解を促進する学校支援事業など、魅力的かつコロナ禍においても安心して参加できる事業の充実を図る。</p>
① ②		<p>●効果的な広報の実施</p> <p>・様々な機会を通じて、事業内容や青少年教育施設における体験活動等の有用性を PR し、利用促進を図る。</p>	<p>◆様々な媒体による年間を通じた広報の実施</p> <p>・各小・中学校や市町村教育委員会等への施設パンフレット、事業チラシ等の配付</p> <p>・ホームページや SNS を活用した情報発信</p> <p>・校長会での事業説明</p> <p>◆プロスポーツキャンプとの連携（青少年センター）</p> <p>・プロスポーツキャンプと連携した企画の検討</p>
① ②		<p>●不登校の未然防止</p> <p>・施設での集団生活を通じて、教員と生徒の信頼関係を築き、中学生活の心構えなどを身につける機会を提供し、不登校の防止につなげる。</p>	<p>◆中1 学級づくり合宿事業の実施</p> <p>・学校との事前調整</p> <p>・事業の実施（4～6月）</p>
③ ④		<p>●不登校児童・生徒等の自立支援</p> <p>・農作物の栽培・収穫や野外炊飯、レクリエーション等の機会を計画的に提供し、不登校や不登校傾向にある子どもたちの自主性、社会性、コミュニケーション力の向上を図り、自立支援につなげる。</p>	<p>◆不登校対策事業の実施</p> <p>・「どきどき探検隊」の実施（青少年センター） 実施回数：年間6 回程度</p> <p>・「わくわくチャレンジ体験」の実施（幡多青少年の家） 実施回数：年間6 回程度</p>

※①発達支持的生徒指導 ②課題未然防止教育 ③課題早期発見対応 ④困難課題対応的生徒指導

いじめ防止 基本方針	(3) 学校・家庭・地域・関連機関が連携した取組 の推進	

事業 名称	No.15	P T A 活動振興事業	担当課室	生涯学習課
----------	-------	--------------	------	-------

概要	学校、保護者、行政が協働して、地域の子どもたちを取り巻くさまざまな課題に対処していくため、各地区において PTA の研修会などを開催することにより、課題を共有する場を設け、PTA の具体的な活動につなげる。また、保幼小中高 PTA の連携した取組が、多くの保護者の参画を得て活性化するよう、PTA 活動を支援する。
----	---

到達 目標 めざす姿 (R5 末)	○子どもたちを取り巻く教育課題の解決のために、より主体的な PTA 活動が推進されている。 ・ PTA・教育行政研修会参加者の研修会に対する肯定的評価の割合：90%以上 (R1：75.4% R3：81.0% (代替研修) R4：68.0%) ・ PTA・教育行政研修会で学んだことを単位 PTA の取組につなげた割合：100% (R1：96.0% R3：82.0% (代替研修) R4：91.3%)
----------------------------	---

取組の 成果と 課題 (R2～ R4 末)	□令和4年度は、コロナ禍の中、PTA・教育行政研修会を4地区において実施することができた。また、同研修会のアンケートでは研修内容について肯定的な意見が多く、学校における研修内容を生かした取組の実施につながった。 ■PTA・教育行政研修会のアンケートで、令和4年度は、同研修会の運営方法に関する意見があり、肯定的評価は昨年度よりも低かったことから、学校や保護者等のニーズや今日的な課題等を踏まえ、運営方法や内容をさらに検討していく必要がある。
-----------------------------------	---

実施 内容	※	内 容	予 定 (令和5年度)
	②	●PTA・教育行政研修会の開催 ・県内7地区で、共通のテーマのもと PTA や 県・市町村教育関係者が意見交換し、地域での活動につなげていくための研修会を実施する。	◆PTA・教育行政研修会の開催 ・県内7地区で開催 安芸地区、香美・香南地区、土長南国地区、吾川地区、高岡地区、幡多地区、高知地区 ・保護者や学校等のニーズや子どもたちを取り巻く課題等を踏まえ、生活習慣の確立や良好な親子関係構築に向けた地域・家庭づくりの重要性について啓発・情報発信 ・環境に係るチェックシートの活用等による家庭生活での環境教育の実践促進
	②	●各教育事務所との検討会の開催 ・PTA・教育行政研修会の参加者アンケートをもとに次年度の研修内容を検討し、内容の充実を図る。	◆各教育事務所と次年度の PTA・教育行政研修会に向けた検討会の開催 (12～1月) ・参加者アンケートに基づいた改善点の分析 ・各教育事務所との次年度のテーマに向けた検討会
	③	●高知県小中学校 PTA 連合会との教育研修会の開催 ・保護者からの声を直接聞くとともに、教育に関する今日的な課題に関する情報等を提供し、学校、家庭、教育行政の連携強化や取組促進を図る。	◆高知県小中学校 PTA 連合会と高知県教育委員会との教育研修会の開催 (2月) ・環境教育など、参加者が興味・関心を持つ内容をテーマに取り入れた教育研修会の開催

※①発達支持的生徒指導 ②課題未然防止教育 ③課題早期発見対応 ④困難課題対応的生徒指導

いじめ防止 基本方針	(3) 学校・家庭・地域・関連機関が連携した取組の推進	

事業 名称	No.16 地域学校協働活動推進事業	担当課室	生涯学習課
----------	--------------------	------	-------

概要	学校と地域が連携・協働し、地域ぐるみで子どもたちを見守り育てる体制づくりを推進するため、地域学校協働本部の設置促進及び活動内容の充実等に取り組むとともに、民生委員・児童委員の参画などにより、厳しい環境にある子どもたちの見守り体制を強化した「高知県版地域学校協働本部」への展開を推進する。
----	---

到達 目標 めざす姿 (R5 末)	<p>○学校や地域の実情に応じ、幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子どもたちを見守り育てる仕組みが構築されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域学校協働本部の設置率（小・中学校）：R4までに100% (R2：94.1% 小学校171校、中学校100校、義務教育学校2校) (R3：95.7% 小学校172校、中学校96校、義務教育学校2校) (R4：96.4% 小学校172校、中学校89校、義務教育学校4校) ・「高知県版地域学校協働本部」の仕組みを構築した小・中学校の割合：100% (R2：68.3%、R3：80.1%、R4：91.6%)
----------------------------	---

取組の 成果と 課題 (R2～ R4 末)	<p>□地域学校協働本部の設置率はR3：95.7%からR4：96.4%に、「高知県版地域学校協働本部」の仕組みを構築した割合はR3：80.1%からR4：91.6%と順調に進んでいる。</p> <p>□民生委員・児童委員の活動への参画状況は98.8%と高い率で推移しており、地域での厳しい環境にある子どもの見守り等は一定充実している。</p> <p>■市町村や学校によって活動内容に差があることから、学校と地域の理解を深めるとともに、学校と地域をつなぐ地域コーディネーターの確保・育成及びコーディネート機能の強化などが求められる。</p> <p>■各市町村の「高知県版地域学校協働本部」の取組が円滑に進むよう県の支援が必要である。</p>
-----------------------------------	--

	※	内 容	予 定 (令和5年度)
実施 内容	①	<p>●地域学校協働本部の設置促進及び活動内容の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校と地域との一層の連携・協働やコミュニティ・スクールとの一体的な推進に向け、市町村や学校、地域の方などに地域学校協働本部の意義や取組等について、周知・啓発を行う。 	<p>◆学校地域連携推進担当指導主事を中心とした支援の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・4名配置（3教育事務所と高知市に各1名） ・訪問活動等による市町村や学校への助言を実施 ・PTAや社会福祉協議会等関係機関との連携体制の強化 ・市町村ヒアリングを通じた各市町村の状況把握及び助言を実施 ・「事業状況調査票」を活用した進捗管理 (対象：全公立小・中学校) <p>◆高知県地域学校協働活動研修会の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティ・スクールとの一体的な推進に向けた内容を含め、事業の必要性等の理解を深めるとともに、身近な地域での実践事例等を共有 ・全体会：年1回 ・ブロック別：東・中・西部各1回 ・地域コーディネーター研修会：東・中・西部各1回
	①	<p>●厳しい環境にある子どもたちの見守り体制の強化に向けた「高知県地域学校協働本部」への展開</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域学校協働本部の取組を、下記要件を満たす「高知県版地域学校協働本部」へと発展を図る。 <p><高知県版地域学校協働本部の3要件></p> <ol style="list-style-type: none"> ①充実した地域学校協働活動の実施 ②学校と地域との定期的な協議の場の確保 ③民生委員・児童委員の参画による見守り体制の強化 	<p>◆民生委員・児童委員との連携促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・参画要請と学校訪問等による参画状況の確認 <p>◆市町村毎に設定した設置計画に基づき、地域や学校において資源や特色を生かした協働活動を推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高知県版地域学校協働本部認定校の取組等を情報提供し、各地域や学校での主体的な取組展開 ・取組状況調査の実施（7、8月） <p>■学校地域連携推進担当指導主事を中心とした支援を強化</p> <p>→県全体の設置計画における当該年度実施校に重点を置いた訪問活動等による個別支援を徹底する。</p>

※①発達支持的生徒指導 ②課題未然防止教育 ③課題早期発見対応 ④困難課題対応的生徒指導

いじめ防止 基本方針	(2) 教職員が子どもと向き合うことのできる体制 整備	

事業 名称	No.17 運動部活動の充実と運営の適正化	担当課室	保健体育課
----------	-----------------------	------	-------

概要	<ul style="list-style-type: none"> ○「高知県運動部活動ガイドライン」及び「高知県立学校に係る運動部活動の方針」に基づく運動部活動の適正な運営を図る。 ○運動部活動指導体制の充実を推進し、担当教員の支援を行うとともに、運動部活動の質的向上を図るために適切な練習時間や休養日の設定など、運動部活動の適正化に向けて、単独で指導・引率等の出来る部活動指導委員を配置する。
----	---

到達 目標 めざす姿 (R5 末)	<ul style="list-style-type: none"> ○生徒がスポーツを楽しむことで運動習慣の確立等を図り、生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力の育成を図るとともに、バランスのとれた心身の成長と学校生活を送ることができる。 <ul style="list-style-type: none"> ・運動部活動ガイドラインに基づく適切な活動時間及び休養日の実施：100% ○部活動指導員が単独で指導を行い、顧問教員が生徒に向き合う時間を確保できる。 <ul style="list-style-type: none"> ・部活動指導員の単独指導割合：県立中学校 100% 県立高校 80%以上
----------------------------	--

取組の 成果と 課題 (R2～ R4 末)	<ul style="list-style-type: none"> ○運動部活動ガイドラインに基づく適切な活動時間及び休養日の未達成な学校に対し、原因とその解決に向けて取り組むよう連携していく。 <ul style="list-style-type: none"> R 4 ・活動時間達成率：県立中学校 79.6% 県立高校 93.4% ・休養日達成率：県立中学校 100% 県立高校 98.2% ○部活動指導員が単独で指導を行うよう、各学校と調整していく。 <ul style="list-style-type: none"> R 4 ・単独指導割合：県立中学校 93.1% 県立高校 79.8%
-----------------------------------	---

実施 内容	※	内 容	予 定 (令和5年度)
	①	<ul style="list-style-type: none"> ●運動部活動の適正化に向けた取組 ・適切な練習時間・休養日等が設定されているか等を実績により確認する。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆運動部活動の適切な運営について各校へ依頼 ◆運動部活動の適切な運営に関する調査の実施 ・10月、3月実施予定
	① ②	<ul style="list-style-type: none"> ●運動部活動指導員の配置等の取組 ・県立学校への運動部活動指導員の配置 ・運動部活動指導員の資質向上研修の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ◆運動部活動指導員 ・県立高校：22校 54部 54人 ・県立中学校：3校 6部 7人 ◆研修会 ・6月、11月実施予定
	③	<ul style="list-style-type: none"> ●部活動に関する調査 ・各県立学校に協力を依頼 ・アンケート調査の結果を集計 ※集計後、当該行為等が重大事案に該当すると考えられる場合は、報告書の提出又はヒアリングを実施し人権教育・児童生徒課及び高等学校課へ情報を提供する。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆部活動に関するアンケート調査 ・11月実施予定

※①発達支持的生徒指導 ②課題未然防止教育 ③課題早期発見対応 ④困難課題対応的生徒指導

いじめ防止 基本方針	(1) 学校が主体となって進める取組への支援	② いじめの早期発見
		イ 相談支援体制の整備・充実

事業 名称	No.18 心の教育センター相談支援事業	担当課室	高知県心の教育 センター
----------	----------------------	------	-----------------

概要	心の教育センターに、高い専門性を有するスクールカウンセラー（以下、SC）及びスクールソーシャルワーカー（以下、SSW）を配置し、学校生活での悩みや家庭における問題など、子どもたちが抱える教育課題に関する相談を一元的に受理する。東部相談室・西部相談室を定期的に開設するとともに、心の教育センターにおいて土曜日・日曜日の開所を行うことで、児童生徒や家庭、教職員が抱える課題への支援の充実を図る。また、市町村教育支援センターを訪問し情報交換や支援会等を開催するなど、教育支援センターの相談支援体制の強化を図る。
----	--

到達 目標 めざす姿 (R5 末)	<p>○心の教育センターの相談支援機能を強化することにより、学校生活やいじめ、不登校、家庭問題等、児童生徒を取り巻く教育課題の改善につながっている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東部・西部相談室、土曜日・日曜日の開所に伴う相談対応率 100% ・教育支援センターでの支援会、ケース検討会の実施率 100% (R4 : 100%)
----------------------------	--

取組の 成果と 課題 (R2～ R4 末)	<p>○東部・西部相談室及び土曜日・日曜日の開所を継続するとともに、教育相談や相談室の利用についてさらに啓発するため、継続して広報活動に取り組む必要がある。</p> <p>○教育支援センターへの支援について、教育支援センター連絡協議会やブロック別研修会の場で、互いの実践を共有できる場を設定するとともに、協議会等と年2回の支援訪問を効果的に連動させることで、相談支援体制のさらなる強化を図る必要がある。</p>
-----------------------------------	---

	※	内 容	予 定 (令和5年度)
実施 内容	③ ④	<p>●心の教育センター相談活動の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・来所相談、Eメール相談、24時間電話相談、こうち高校生LINE相談、出張教育相談の実施 ・東部・西部相談室及び土曜日・日曜日の定期的な開所の実施 	<p>◆心の教育センター相談活動への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・SC6名、SSW2名、相談支援員3名、指導主事5名 (R5配置状況) ・東部(木曜、田野町)、西部(火曜、四万十市)をそれぞれ週1回、年間35日ずつ開室し、心の教育センターから担当SCを1名ずつ派遣 ・第1・3土曜日、毎週日曜日、心の教育センターを開所(第5日曜、休日・祝日・年末年始を除く)
	② ③ ④	<p>●学校の支援体制の充実に向けた支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・校内支援会サポート事業の重点支援校に対し、組織的な支援体制の構築に向けた支援を実施 ・支援体制の充実等に向けた、指導主事、SC、SSW等による訪問支援を実施 	<p>◆校内支援会サポート事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定校6校(小学校5校、中学校1校) ・指導主事及びSC等による訪問支援を年5回程度実施(校内支援会4回、校内研修1回) <p>◆依頼のあった学校への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・校内支援会等への助言依頼、組織的な支援にかかる校内研修の依頼などに対し、指導主事、SC、SSW等による訪問支援を実施 <p>◆ケースや学校体制に応じて、いじめ予防等プログラム及びその追補版についての周知を図る。</p>
	② ③ ④	<p>●教育支援センター相談支援体制の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指導主事及びSC等が教育支援センターを訪問し、児童生徒支援や体制充実にかかる助言・支援を実施 ・連絡協議会等において、ニーズに応じた実践提供を行い、支援体制構築の推進を図る。 	<p>◆教育支援センター訪問支援の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年2回を予定 ・指導主事及びSC等で訪問 <p>◆教育支援センター連絡協議会の実施(年2回)</p> <p>◆教育支援センターブロック別研修会の実施(年1回、4地区開催)</p>

※①発達支持的生徒指導 ②課題未然防止教育 ③課題早期発見対応 ④困難課題対応的生徒指導

いじめ防止 基本方針	(1) 学校が主体となって進める取組への支援	①いじめの防止
		ウ教職員の資質能力の向上 (集合研修の充実)

事業 名称	No.19	研修事業等	担当課室	教育センター
----------	-------	-------	------	--------

概要	教育センター主催の各校種等に義務付けられた研修や任意に受講する研修において、「高知県いじめ防止基本方針」に基づき、人権教育を基盤とした学校経営や学級経営に関する講義・演習を実施し、教職員の認識を深め、指導力の向上を図る。
----	--

到達 目標 めざす姿 (R5 末)	<p>○各学校において、教職員一人一人が人権教育の重要性を理解している。</p> <p>○学校経営や学級経営及び各教科等の授業実践時に全教職員が共通理解をし、組織的に人権教育を推進している。</p> <p>・各研修における受講者アンケート評価平均 (4 件法)</p> <p>「人権感覚の向上や、人権教育の推進につながる内容である」: 3.5 以上</p> <p>(R 4 : 基本研修アンケートの評価平均 3.8、専門研修のアンケート評価平均 3.8)</p>
----------------------------	---

取組の 成果と 課題 (R2~ R4 末)	<p>○人権教育を基盤とした学校経営や学級経営に関する講義・演習により、受講者の人権感覚の向上と研修での学びを教育活動に生かそうとする意識の向上につながっている。</p> <p>■人権教育推進体制等について各学校間で温度差が見られるため、組織的な人権教育推進について繰り返し周知をしていく必要がある。</p>
-----------------------------------	--

実施 内容	※	内 容	予 定 (令和 5 年度)
	①	②	○園や所及び各校種の教職員に義務づけられた基本研修のなかで、人権感覚を高め、人権教育を基盤とした保育所・幼稚園等経営や学校経営学級経営、教科経営等が実施できるような人権教育に関する研修を実施する。
①	②	○任意に受講する専門研修において、教職員の人権感覚を高めるとともに、人権教育における実践的指導力向上を図る研修を実施する。	<p>◇人権教育セミナー (年間 3 日)</p> <p>◇人権教育実践スキルアップ講座 (年間 1 日)</p>

※①発達支持的生徒指導 ②課題未然防止教育 ③課題早期発見対応 ④困難課題対応的生徒指導

いじめ防止 基本方針	(7) 私立学校に対する支援	
		①人権教育の推進

事業 名称	NO. 20 私立学校人権教育指導業務委託事業	担当課室	私学・大学支援課
----------	-------------------------	------	----------

概要	私立学校における人権教育の推進を図るため、学校訪問による助言・指導や研修会の開催等の人権教育指導業務を(公財)高知県人権啓発センターに委託する。
----	--

到達 目標 めざす姿 (R5末)	○私立学校の教職員が人権に対する知識を深めるとともに人権意識を高め、それを日々の教育活動に活かしている。 ・研修会への各私立学校からの参加率：100% (R4：100%)
---------------------------	--

取組の 成果と 課題 (R2～ R4末)	<input type="checkbox"/> 研修では、新しい発見や気づきがあったとの声が多数ある。また、学校間での情報交換ができ、教員の視野が広がっている。 <input type="checkbox"/> 自校における教育実践や取組に活かすことができた。 <input checked="" type="checkbox"/> 学校のニーズに合った研修を企画し、多くの私立学校教員に研修会に参加してもらえよう促す。
----------------------------------	---

実施 内容	※	内 容	予 定 (令和5年度)
	①	●学校訪問による助言・指導	◆定期訪問：1学校法人当たり年4回×11法人=44回
	②	・私立学校における人権諸課題の解決を図るため、学校訪問により各学校への助言、指導等を行う。	◆要請による訪問：随時
	③		
①	●研修会（県主催）の実施	◆研修会（県主催）を実施（年3回）	
②	・私立学校の教員の人権意識や資質の向上を	・5/25 管理職研修	
③	図り、各学校での取り組みにつなげるため、管理職員や一般職員、人権教育主任等を対象とした県主催の研修会を開催する。	・8/2 人権教育基礎研修 ・10/12 人権教育主任等研修	
①	●「高知県私立小中高等学校人権教育研究協議会」に対する支援	◆研修会（協議会主催）を実施（年5回）	
②	・各学校の教員で構成し、人権教育の推進を目的として設立された「高知県私立小中高等学校人権教育研究協議会」に対する助言・指導	・5/25 第1回研修会 ・8/22 第2回研修会、新任用研修会 ・11/16 第3回研修会（公開授業） ・3/1 第4回研修会	
③	・協議会主催の研修会の実施を支援し、協議会の自主的かつ積極的な運営を図る。	◆事務局通信「きずな」の発行（年2回） ◆事務局会の開催（年5回） ◆各校の人権教育年間計画・実践報告集の作成、配布	

※①発達支持的生徒指導 ②課題未然防止教育 ③課題早期発見対応 ④困難課題対応的生徒指導

いじめ防止 基本方針	(7) 私立学校に対する支援	
		②いじめの防止等の取組の推進

事業 名称	NO. 21	財政上の支援	担当課室	私学・大学支援課
----------	--------	--------	------	----------

概要	<ul style="list-style-type: none"> ・「私立学校教育改革推進事業費補助金」により私立学校におけるいじめ等を未然に防止する取組（スクールカウンセラー等の活用等）を支援 ・「私立学校運営費補助金」により私立学校における人権教育推進に係る経費に対し優先的に配分
----	--

到達 目標 めざす姿 (R5 末)	<ul style="list-style-type: none"> ○各私立学校において、いじめ等にあった生徒が相談しやすい体制が整備されている。 <ul style="list-style-type: none"> ・スクールカウンセラーの雇用等、教育相談体制の整備に係る補助金の各私立学校の活用率：100% (R4：100%) ○各私立学校において、人権教育推進に取組みやすい（研修等に参加しやすい）環境が整備されている。
----------------------------	--

取組の 成果と 課題 (R2～ R4 末)	<ul style="list-style-type: none"> □スクールカウンセラー等の取組に係る経費に対して、補助金を交付することにより支援した。 ■補助制度の説明、周知を行い、積極的な活用を促す。
-----------------------------------	--

実施 内容	※	内 容	予 定 (令和5年度)
		②	●私立学校教育改革推進費補助金
	③	・教育相談体制の整備（スクールカウンセラーの	
	④	雇用等）に係る経費を補助	
		●私立学校運営費補助金 ・人権教育推進に係る経費を優先的に配分	

※①発達支持的生徒指導 ②課題未然防止教育 ③課題早期発見対応 ④困難課題対応的の生徒指導

いじめ防止 基本方針	(7) 私立学校に対する支援	
		②いじめの防止等の取組の推進

事業 名称	NO. 22 いじめ問題等に係る学校サポート専門家チーム派遣事業	担当課室	私学・大学支援課
----------	----------------------------------	------	----------

概要	いじめ問題等において私立学校が対応に苦慮することが予想される事案等に対して、私学・大学支援課に「学校サポート専門家チーム」を設置し、学校の要請に応じて、専門的な見地から、問題の改善・解決に向けた具体的な助言を行う。
----	---

到達 目標 めざす姿 (R5 末)	○学校で対応に苦慮するような事案について、専門家の意見を取り入れながら、速やかな問題の改善・解決につなげる。
----------------------------	--

取組の 成果と 課題 (R2～ R4 末)	<input type="checkbox"/> 学校訪問など、折を見て事業の紹介や説明を行っており、周知が図られている。 <input checked="" type="checkbox"/> 平成 30 年度以降は学校からの要請がない。(全ての学校においてカウンセラーが配置(雇用)されていることから、学校内で問題解決が図られているものと思われる。)
-----------------------------------	--

実施 内容	※	内 容	予 定 (令和 5 年度)
		② ③ ④	<ul style="list-style-type: none"> ● 「学校サポート専門家チーム」委員の派遣 ・ 学校の要請に応じて、「学校サポート専門家チーム」委員を派遣し、専門的な見地から、問題の改善・解決に向けた具体的な助言を行う。

※①発達支持的生徒指導 ②課題未然防止教育 ③課題早期発見対応 ④困難課題対応的生徒指導

いじめ防止 基本方針	(6) 県民のいじめ問題への関心を高め、正しい理解を深める取組の推進	

事業 名称	NO. 23 人権啓発フェスティバル開催事業	担当課室	人権・男女共同 参画課
----------	------------------------	------	----------------

概要	身の回りのさまざまな人権問題について、県民の理解と関心を深めてもらうとともに、一人ひとりが人権問題の解決に向けて取り組めるよう、「人権週間（12月4日～10日）」を周知し、「明るく、楽しく」を基本とした人権啓発を市町村等の関係機関と協力して実施する。
----	---

到達 目標 めざす姿 (R5末)	<p>子ども一人ひとりが尊重され、安全安心して成長できる環境づくりを推進し、子どもがお互いの人権を尊重する社会の実現を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・参加体験型イベントで、思いやりの心を育てる。 ・コンサートやショー、啓発ブースを通じて、人権問題に対する理解を深める。 <p>【R4年度実績】第24回人権啓発フェスティバル「こころんフェスタ」 12/4（日） （会場：高知市中央公園 参加者：約5000人）</p> <p>【R5年度目標】第25回人権啓発フェスティバルを通じた効果的な啓発活動</p>
---------------------------	--

取組の 成果と 課題 (R2～ R4末)	<p>(成果) R2～R3は、コロナ感染症によりフェスティバルを休止し、特設WEBサイト等による広報を実施したが、R4は上記【R4年度実績】のとおりフェスティバルを開催した。</p> <p>特設WEBサイトやフェスティバルによる啓発を行うことで、約5,000人の幅広い層に子どもの人権への理解と関心を深めることにつながった。(来場者アンケート：イベントに参加して人権問題への関心や理解が深まった58%、まあまあ深まった37%)</p> <p>(課題) 来場者へのより効果的な啓発活動。</p>
----------------------------------	--

実施 内容	※	内 容	予 定 (令和5年度)
	①	<p>県民参加型の人権啓発イベントを開催</p> <p>子どもの人権に関わるプログラム等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人権作文コンテスト表彰式 ・こころんとこどもたちの人権ミュージカル ・アンパンマンショー ・子ども広場 	<p>令和5年12月10日開催（高知市中央公園）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人権に関するパネル・資料の展示 ・人権関係団体の出展ブース ・人権スタンプクイズラリー ・ステージ（コンサート、キャラクターショーなど） ・子ども広場 ・人権相談 ほか

※①発達支持的生徒指導 ②課題未然防止教育 ③課題早期発見対応 ④困難課題対応的生徒指導

いじめ防止 基本方針	(6) 県民のいじめ問題への関心を高め、正しい理解を深める取組の推進	
-----------------------	------------------------------------	--

事業 名称	NO. 24 スポーツ組織と連携・協力した人権啓発活動事業	担当課室	人権・男女共同 参画課
------------------	-------------------------------	-------------	----------------

概要	人権啓発の横断幕、のぼり旗を掲出して、青少年参加型の人権サッカー教室及び人権野球教室を開催する。
-----------	--

到達 目標 めざす姿 (R5 末)	いじめ等の人権問題に県民が関心を持ち、その理解と認識を深めるため、県内のスポーツ組織と連携協力してイベントを開催することにより、子どもや保護者等の人権意識の普及高揚につなげる。 【R4 年度実績】 人権野球教室 高知ファイティングドッグス 1/15 (日) (会場：春野運動公園 参加者：小学生 46 人) 人権サッカー教室 高知ユナイテッド SC (雨天のため中止) 【R5 年度目標】 人権野球教室及び人権サッカー教室を通じた効果的な啓発活動
------------------------------------	--

取組の 成果と 課題 (R2～ R4 末)	(成果) 人権野球教室において、人権クイズや選手からの人権メッセージを実施することにより、子どもや保護者等の人権意識の普及高揚につながった。(来場者アンケート：参加していじめなどの人権問題について関心が深まった 25 人、少し深まった 17 人) (課題) 参加した子どもたちや保護者への、より効果的な啓発活動
--	--

実施 内容	※	内 容	予 定 (令和 5 年度)
	①	【スポーツ組織との協働事業】 子ども達に、チームプレーの大切さや、いじめ問題について理解を深めてもらうため、高知ファイティングドッグスの選手による人権野球教室を開催した。 (高知ユナイテッド SC による人権サッカー教室は雨天により中止)	人権野球教室 高知ファイティングドッグス 10～11 月 (会場：春野運動公園 参加者予定：小学生 100 人) 人権サッカー教室 高知ユナイテッド SC 10～1 月 (会場：未定 参加者予定：小学生 100 人)

※①発達支持的生徒指導 ②課題未然防止教育 ③課題早期発見対応 ④困難課題対応的生徒指導

いじめ防止 基本方針	(6) 県民のいじめ問題への関心を高め、正しい理解を深める取組の推進	
-----------------------	------------------------------------	--

事業 名称	N O. 2 5 人権啓発研修企業リーダー養成講座開催事業	担当課室	人権・男女共同 参画課
------------------	-------------------------------	-------------	----------------

概要	<p>県民を対象に人権啓発セミナーや講座、映画上映を開催し、人権問題に対する興味・関心を高め、人権尊重の職場づくり、地域社会づくりに資する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人権啓発研修ハートフルセミナー（人権に関する映画上映会や講演会を開催） ・人権啓発研修ヒューマンパワー育成講座（企業等の社会的責任と人権に関する講演会を実施） <p>（※研修内容は派遣先の意向によるため、いじめ防止がテーマとなるかは未定（11の人権課題よりテーマを選択））</p>
-----------	---

到達 目標 めざす姿 (R5 末)	<p>人権啓発活動を通じて、人権尊重の職場づくり・地域社会づくりに資する人材の育成と、企業や団体の人権啓発活動との連携・協力を図っていく。</p> <p>【R4 年度実績】人権啓発ハートフルセミナー 開催計4回（参加者：399人） 人権啓発研修ヒューマンパワー育成講座2回（参加者：134名）</p> <p>【R5 年度目標】より効果的な人権啓発ハートフルセミナー及び人権啓発研修ヒューマンパワー育成講座の開催</p>
------------------------------------	---

取組の 成果と 課題 (R2～ R4 末)	<p>（成果）ハートフルセミナーは、事前申込み時点で定員に達した講座もある等、県民の関心の高い講座となっている。（来場者アンケート：今回のセミナーで人権についての理解が大いに深まった39人（48%）、深まった40人（49%））</p> <p>ヒューマンパワー講座では、公正採用に関する研修会を行った。</p> <p>（課題）人権問題に対する意識の高い方の参加が多い。より多くの県民に参加してもらえるアプローチが必要</p>
--	---

	※	内 容	予 定（令和5年度）
実施 内容	①	<p>子どもの人権がテーマのハートフルセミナー</p> <ul style="list-style-type: none"> ・R2.10.25 講演会「子ども虐待のない社会をつくるために」 ・R5.2.12 映画上映「くちびるに歌を」（ヤングケアラー） 	<ul style="list-style-type: none"> ・人権啓発ハートフルセミナー 開催5回（参加者予定：500人） ・人権啓発研修ヒューマンパワー育成講座 開催2回（参加者予定：150名） <p>（※いじめ防止がテーマとなるかは未定）</p>

※①発達支持的生徒指導 ②課題未然防止教育 ③課題早期発見対応 ④困難課題対応的生徒指導

いじめ防止 基本方針	(1) 学校が主体となって進める取組への支援	②いじめの早期発見
		イ 相談支援体制の整備・充実

事業 名称	NO. 26 児童相談所等による相談対応	担当課室	子ども家庭課
----------	----------------------	------	--------

概要	児童相談所及び市町村の児童家庭相談部署等が、学校等関係機関と連携を図りつつ子どもや保護者からの相談等に対応する。
----	--

到達 目標 めざす姿 (R5 未)	学校等関係機関と連携強化を図りながら、子どもや保護者からの各種相談への対応が、迅速かつ適切に行われている。 子ども家庭総合支援拠点設置数：R5 27 市町村 (R4 20 市町村) 子ども家庭支援員等の配置数：R5 110 人 (R4 99 人)
----------------------------	---

取組の 成果と 課題 (R2～ R4 未)	1 児童相談所の相談支援体制の強化 ・児童相談所職員の専門性強化 ・関係支援機関との連携強化と情報共有 2 市町村における児童家庭相談体制の強化 ・要保護児童対策地域協議会の活動強化 ・市町村子ども家庭総合支援拠点の設置促進 ・市町村職員の専門性の強化
-----------------------------------	--

実施 内容	※	内 容	予 定 (令和5年度)
	③ ④	○児童相談業務	中央児童相談所 (27 市町村所管) 幡多児童相談所 (7 市町村所管) ・電話相談事業 (子どもと家庭の 110 番、年未年始を除く毎日) ・SNS 相談事業 (親子のための相談 LINE) ・児童相談所における休日・夜間における電話対応 ・各市町村や警察などとの定期的な情報共有
	③ ④	○児童相談所職員等の専門性強化	・児童相談所の運営等について第三者機関による点検、評価 ・外部専門人材 (弁護士、医師) の活用による体制強化 ・職員の研修体系表に基づく研修の実施
	③ ④	○各市町村 (要保護児童対策地域協議会) への積極的な支援	・各市町村の児童福祉担当と SSW との定期的な情報共有体制の構築による家庭支援の充実 ・基礎的な支援手順や実践的な援助技術等の研修実施や市町村ケースへの個別指導・助言 ・子どもと家庭のアセスメント力や支援力の向上を図る多職種連携の実践的な研修の実施

※①発達支持的生徒指導 ②課題未然防止教育 ③課題早期発見対応 ④困難課題対応的生徒指導

いじめ防止 基本方針	(3) 学校・家庭・地域・関係機関が連携した取組 の推進	③地域ぐるみで子どもの育ち
		を支援する体制づくり

事業 名称	NO. 27	地域における子どもの居場所づくり	担当課室	子ども家庭課
----------	--------	------------------	------	--------

概要	食事の提供を通じた「子どもや保護者の居場所」となるとともに、「保護者の孤立感や負担感を軽減する場」、 「地域で子どもたちを見守る場」として、支援を必要とする子どもや保護者の居場所を確保する。
----	--

到達 目標 めざす姿 (R5 末)	<ul style="list-style-type: none"> ・ R5 年度中に新たに 18 箇所の子ども食堂を開設する。(R5 年度末までに県内 120 箇所まで拡大する。) ※R4 年度新規開設数：12 箇所、R4 年度末設置数：102 箇所 ・ 支援が必要な子どもたちを適切な支援機関につなげるためのネットワーク構築 R5 年度：4 市町村 ※R4 年度：3 市町 (高知市 2 会場、香南市、いの町) (子ども食堂のある市町村を対象に、子ども食堂と地域の支援機関等との関係づくりを促進する。)
----------------------------	---

取組の 成果と 課題 (R2～ R4 末)	<ul style="list-style-type: none"> ○未開設地域での立ち上げ及び定期的な開催を行う子ども食堂のさらなる拡大 ○支援の必要な子ども等を子ども食堂につなげるための地域の支援機関との連携体制の構築 ○食事の提供や集いの場にとどまらず、見守り機能の充実や家庭の教育力の向上への支援 ○新型コロナウイルス感染症に対する十分な対策
-----------------------------------	--

実施 内容	※	内 容	予 定 (令和 5 年度)
	①	○未開設地域での立ち上げと定期的な開催を増やす	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子ども食堂支援事業費補助金による開設、運営への支援 ・ 子どもの居場所づくりネットワーク会議の開催 (4 回) ・ 子ども食堂シンポジウムの開催 (1 回) ・ 未開設地域のあったかふれあいセンター、社会福祉協議会等による子ども食堂開設に向けた活動支援
	①	○子ども食堂と地域の支援機関等との関係づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・ 民生委員、児童委員や学校などへの協力依頼 ・ 支援を必要とする子ども等を子ども食堂や他の支援機関に適切につなぐための情報交換の場づくりを支援
	①	○子ども食堂の活動を「見守り機能の充実」や「家庭の教育力の向上」に繋げる	<ul style="list-style-type: none"> ・ スタッフ養成講座 (衛生管理、地域共生社会に関する講座) の開催 (4 回) ・ 子育てに関する講師やボランティア等による講話・相談の実施 ・ 学生ボランティア等による学習支援の実施

※①発達支持的生徒指導 ②課題未然防止教育 ③課題早期発見対応 ④困難課題対応的生徒指導

いじめ防止 基本方針	(1) 学校が主体となって進める取組への支援	①いじめの防止

事業 名称	NO. 28 いじめの防止、思いやりの心を育むための事業	担当課室	高知地方方法務局 人権擁護課
----------	------------------------------	------	-------------------

概要	人権擁護委員が中心となり、園児、小学生、中学生及び高校生らを対象に人権教室を実施することで、いじめ等について一緒に考える機会を持つ。更に、小学校高学年、中学生及び高校生については、人権作文コンテストを開催することで、いじめ等について考える機会をもつほか、思いやりの心や生命の尊さを学ぶこと等を育む取組を行っている。
----	---

到達 目標 めざす姿 (R5 末)	<p>○人権教室については、今後の状況により、学校からの要請に応じ、また人権擁護委員から学校訪問時等に実施に向けての働きかけを行うことにより、できる限り多くの幼稚園、小学校、中学校及び高校（特別支援学校を含む。）において積極的に実施する。</p> <p>○人権作文コンテストについては、今年度は募集要項を見直し、匿名による応募を可能とするなどし、また、ポスター等の掲示を含め、昨年度よりも、より多くの応募が得られるよう、積極的に周知活動を行う。</p>
----------------------------	--

取組の 成果と 課題 (R2～ R4 末)	<p>○人権教室については、昨年度までにおいて、新型コロナウイルス感染症による学校への影響を考慮し、人権擁護委員から学校に対して積極的な人権教室開催の依頼を控える状況であったこと、また予定されていた人権教室において安全性を懸念し、中止となったことなどから、実施回数は微減した。</p> <p>○人権作文コンテストについては、令和4年度は、令和3年度と比較し応募作文数は微増したものの、応募学校は微減している。</p> <p>今後、人権教室及び人権作文コンテストの周知を含め、更なる普及活動が必要である。</p>
-----------------------------------	---

実施 内容	※	内 容	予 定 (令和5年度)
	①	②	人権教育推進のための様々な人権教室の実施 いじめの防止、思いやり、人との関わりを中心に行う。
①	②	効果的な広報の実施 県・市町村の教育委員会、人権擁護委員と連携し、人権作文コンテストへの参加を呼びかける。	学校側に同コンテストへの参加依頼をするとともに、幅広くポスター等の掲示により周知する。 また、「人権作文集」の活用について働きかけを行う。
①	②	人権意識の普及高揚及び周知 イベント時における人権作文コンテストの表彰	コンテストに対する認知度を上げるため、多数の方が訪れる人権フェスタで表彰式を行い、コンテストに対して親しみを持ってもらう。

※①発達支持的生徒指導 ②課題未然防止教育 ③課題早期発見対応 ④困難課題対応的生徒指導

いじめ防止 基本方針	(1) 学校が主体となって進める取組への支援	②いじめの早期発見
		③いじめへの対処

事業 名称	NO. 29 いじめの早期発見及び被害者の救済事業	担当課室	高知地方裁判所 人権擁護課
----------	---------------------------	------	------------------

概要	<p>法務省の人権擁護機関（高知地方裁判所等）では、子どもが相談しやすい体制を整えるために、全国（県内）の小・中学校の児童・生徒に「こどもの人権 SOS ミニレター（便箋兼封筒）」を配布し、教員や保護者にも相談できないこどもの悩みごとを把握し、被害者（子ども）の救済に当たっている。</p> <p>また、こどもの人権 110 番（無料）という電話相談の番号の周知・広報活動も行っている。</p>
----	---

到達 目標 めざす姿 (R5 末)	<p>○こどもの人権 SOS ミニレターについては、県内の児童相談所についても、SOS ミニレター用ラックを配備する。また、県内の児童・生徒がいつでも SOS ミニレターが利用できるよう、人権擁護委員の学校訪問時にラック及び SOS ミニレターの残数等の状況を確認する。児童・生徒から届く SOS ミニレターの相談は迅速に対応するとともに、いじめ等の人権侵犯の疑いのある相談について、関係機関と連携して早期救済を行う。</p> <p>○こどもの人権 110 番については、本年 8 月 23 日（水）から同月 29 日（火）までの 7 日間にかけて「全国一斉こどもの人権相談強化週間」が全国的に実施されることから、児童・生徒に対して、広く周知・広報を行い、相談しやすい相談機関として取組みを行っていくことにより、いじめの早期発見につなげる。</p>
----------------------------	--

取組の 成果と 課題 (R2～ R4 末)	<p>○こどもの人権 SOS ミニレターは、令和 4 年度までに、県内全ての小・中学校（特別支援学級を含む。）及び教育支援センターに SOS ミニレター用ラックを配備した。ラックの設置により、年間を通して、生徒等が SOS ミニレターを出すことができるようになった。</p> <p>○こどもの人権 110 番については、「全国一斉こどもの人権相談強化週間」が、毎年 8 月下旬から 9 月上旬にかけて行われており、昨年度の期間中には複数件の相談があった。</p> <p>今後においても、より多くのこどもの悩みを解消していくため、各学校長及び教員等に当該活動の重要性を認識してもらう必要がある。また、早期救済を図るため、関係機関等との連携体制を強化する必要がある。</p>
-----------------------------------	---

実施 内容	※	内 容	予 定（令和 5 年度）
	② ③		SOS ミニレター及び専用ラックの備付け
③ ④		児童・生徒からの SOS ミニレターの迅速な対応及び関係機関との連携による早期救済	児童・生徒からの相談に対し、迅速に対応するとともに、関係機関との連携強化を図り、早期救済の取組を行う。
③		こどもの人権 110 番の周知	年間を通じて実施しているが、強化週間において、より認知度を上げるため、幅広いポスターの掲示及びマスコミ等を利用した効果的な広報活動を行う。

※①発達支持的生徒指導 ②課題未然防止教育 ③課題早期発見対応 ④困難課題対応的生徒指導

いじめ防止 基本方針	(1) 学校が主体となって進める取組への支援	①いじめの防止
		③いじめへの対処

事業 名称	NO. 30	非行防止教室	担当課室	少年課
----------	--------	--------	------	-----

概要	学校における非行防止教室（非行防止・情報モラル・いじめの防止等）を実施することで、児童生徒の規範意識の醸成を図りいじめの未然防止を図る。
----	--

到達 目標 めざす姿 (R5 末)	<p>○学校と共働し、学校の実情やニーズに応じた出前授業を行い、規範意識の醸成を図ることにより、児童・生徒のいじめ防止等に対する意識を高める。</p> <p>○県内の全ての学校で非行防止教室を実施する。(R4 実施率 小学校 66.7%、中学校 72.7%、高校 55.3%)</p>
----------------------------	--

取組の 成果と 課題 (R2～ R4 末)	<p>○当該事業は、学校からの依頼に基づき実施しているが、類似事業を実施している関係機関もあり、学校・関係機関との連携や情報共有が課題となっている。</p> <p>○情報モラル等、専門的知識も必要となるため、職員の実務能力の向上・育成が課題となっている。</p>
-----------------------------------	---

実施 内容	※	内 容	予 定 (令和5年度)
	① ②	○規範意識の醸成 ・非行防止やいじめの防止、情報モラル等に関する非行防止教室を学校と連携して実施し、児童・生徒の規範意識の醸成を図る。	◇非行防止教室の実施 ・学校関係者と連携を密にとり、学校の実情・ニーズに応じた非行防止教室を実施する。 ・「高知家」いじめ予防等プログラム及び追補版の担当者への周知を図り、実施能力の向上に努める。 ・非行防止教室で実施する一般的内容等について、ホームページやSNS、広報紙等を活用して県民への浸透を図る。
②	○保護者等への啓発・助言 ・保護者等に対して、インターネット利用の危険性やフィルタリングの活用に関する啓発を行い、児童生徒の加害・被害の防止に努める。	◇保護者等への情報モラル啓発活動の実施 ・保護者が出席する学校行事に併せて実施する。 ◇いじめトラブルへの助言・指導	

※①発達支持的生徒指導 ②課題未然防止教育 ③課題早期発見対応 ④困難課題対応的生徒指導

いじめ防止 基本方針	(1) 学校が主体となって進める取組への支援	①いじめの防止
		③いじめへの対処

事業 名称	NO. 31 被害少年・加害少年対策	担当課室	少年課
----------	--------------------	------	-----

概要	相談専用電話「ヤングテレホン」を通じたいじめの早期発見と、カウンセリング等による被害少年やその保護者等の精神的ダメージの軽減、加害少年への立ち直り支援を行う。
----	---

到達 目標 めざす姿 (R5 末)	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめ相談を受理した場合、内容に応じて、学校等関係機関と連携しながら適切な対処にあたる。 ○関係する児童生徒や保護者の心の安定を図るとともに、日常生活への回復に向けた助言を行う。
----------------------------	---

取組の 成果と 課題 (R2～ R4 末)	○相談専用電話「ヤングテレホン」の認知度が低いことが課題となっている。
-----------------------------------	-------------------------------------

実施 内容	※	内 容	予 定 (令和5年度)
		③ ④	○相談体制の整備・充実 ・少年相談専用電話「ヤングテレホン」の的確な受理により、いじめの早期発見・早期対応に努める。
③ ④		○いじめへの対処 ・被害少年等に対するカウンセリングを行う。 ・加害少年に対する立ち直り支援を行う。	◇被害少年やその家族からの要望を受けた場合、被害少年カウンセリングアドバイザーによるカウンセリング等を実施する。 ◇加害少年やその家族からの要望を受けた場合、少年補導職員等による当該少年の立ち直り支援活動を実施する。 ◇状況によって、心理的所見を有する高知少年鑑別所等の知見を活用する。

※①発達支持的生徒指導 ②課題未然防止教育 ③課題早期発見対応 ④困難課題対応的生徒指導